

# 赤穂市立坂越中学校　いじめ防止基本方針

令和6年4月

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめはどの学校の、どの学級の生徒にも起こりうるものであり、本校も例外でない。

本校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国や兵庫県の基本方針を参考にし、どのようにしていじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「坂越中学校いじめ防止基本方針」として定める。

## ○ いじめ防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの理解

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

基本的認識として

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりえるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめはその態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

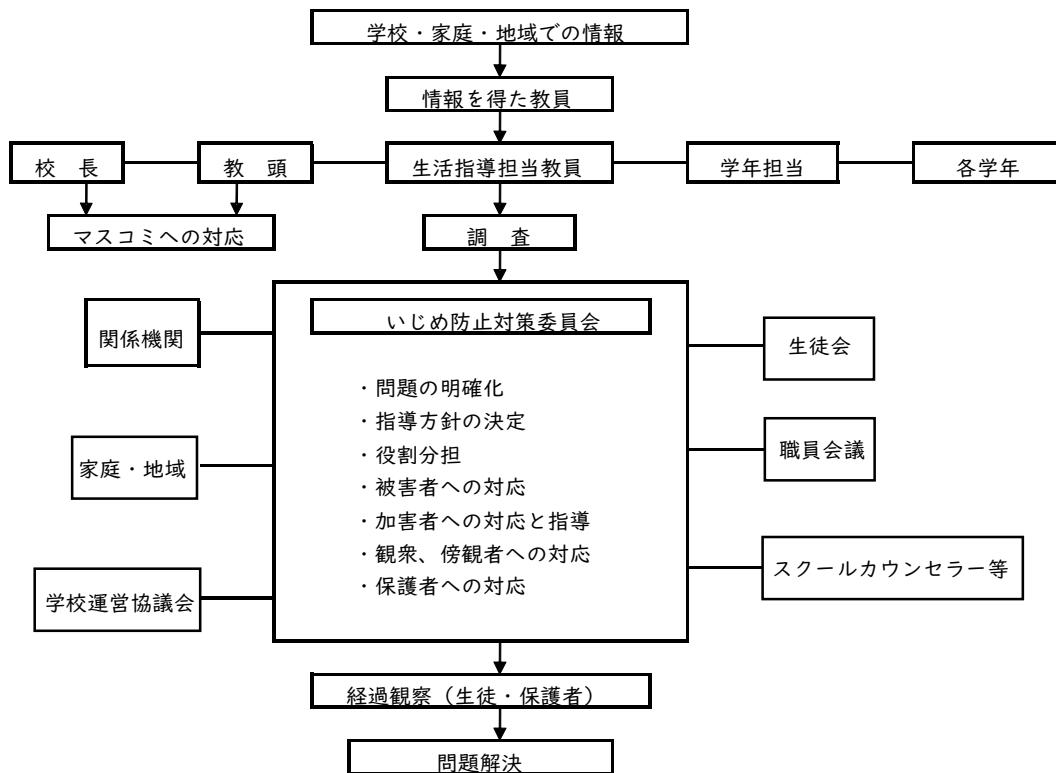
### 2 いじめ基本方針策定の目的

この方針はいじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為であることを重視し、本校生徒が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために全職員が一丸となっていじめ防止やいじめを早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 3 いじめ防止に向けた本校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して生活できる学校づくりをめざす。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、職員間の連携を深めいじめを未然に防ぐ。
- (3) いじめを絶対に許さないという共通認識のもと、いじめの把握に努めるとともに、全職員が組織的に取り組む。
- (4) いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (5) 生徒に対して定期的なアンケートや教育相談を行うなど、生徒一人ひとりの状況把握に努める。

## ○ いじめ防止等のための組織的対応



### 【関係機関との連携】

赤穂市教育委員会、育成センター、赤穂警察署、姫路子ども家庭センター、学校運営協議会、民生児童委員、スクールソーシャルワーカー、青少年育成推進委員会、人権擁護委員会 他

## ○ 学校におけるいじめ防止等に関する具体的取り組み

### 1 未然防止

#### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・生徒一人一人の学びを大切にした分かることづくり
- ・生命尊重や規範意識を育む道徳教育
- ・人権尊重の精神の涵養を図る人権教育
- ・人間関係を深める特別活動
- ・他者、社会、自然と触れあう体験活動

#### (2) いじめに対する正しい理解

- (3) お互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - ・生徒会を中心としたいじめ防止活動

#### (4) 生徒や学級の状況の把握

#### (5) 校内研修の充実

- ・性の多様性（性別不合、性的指向、性自認など）についての正しい理解の促進や、学校として必要な対応についての研修

### 2 早期発見

#### (1) 教職員の対応能力の向上

- ・人権感覚の向上やカウンセリングマインド研修

#### (2) 日常的な実態把握

- ・定期的ないじめアンケート調査

- (3) 相談しやすい環境づくり
  - ・定期的な教育相談週間

### 3 早期対応

- (1) いじめへの組織的対応・・・組織的対応図参照
- (2) いじめを受けている生徒及び保護者への支援
- (3) いじめを受けている生徒及び保護者への助言
- (4) 周囲への指導
- (5) 教育委員会との連携

### 4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 情報モラル講演会の実施
- (2) 警察等の専門機関と連携した指導や対応

### 5 家庭や地域との連携

- (1) 家庭やPTAとの連携
  - ・学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る
  - ・いじめに対する理解と相談しやすい体制づくり
- (2) 地域との連携
  - ・学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る
  - ・地域団体とのネットワークづくり

### 6 関係機関との連携

- (1) 教育委員会や育成センターとの連携
  - ・定期的な情報交換や情報共有
  - ・問題解決に向けての指導助言
  - ・学校支援チーム等の支援要請
- (2) 姫路子ども家庭センターとの連携
  - ・家庭が要因等の場合は子ども家庭センターとの連携
- (3) 警察との連携
  - ・学警センター連絡会を活用して、犯罪行為の早期相談・通報
- (4) 生徒や保護者に相談窓口の周知
  - ・ひょうごっこ悩み相談、ヤングトーク、いのちの電話等

## ○ 重大事態への対処

### 【重大事態】

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ※ 生命、心身または財産に重大な被害が生じる場合とは、
  - ・生徒が自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ※ 相当期間学校を欠席するとは、  
年間30日間を目安とするが、日数だけでなく生徒の状況や個々のケースを十分に把握する必要がある。

### | 学校の設置者または学校による調査

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告
- ・教育委員会と協議の上、調査組織を設置

- ・組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた生徒、保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供
- ・調査結果を教育委員会に報告

## 2 再調査及び結果を踏まえた措置

### ①再調査

- ・調査結果を受けた知事は、必要があると認めた時、兵庫県いじめ対策審議会において特別委員を委嘱し、調査結果について再調査

### ②再調査の結果を踏まえた措置

- ・市長組合立学校は、再調査の結果を市町議会へ報告と、市町・市町組合教育委員会による必要な措置

## ○ 校内いじめ対策組織表

